



取締役責任制度論 : 日本法からの示唆

馬, 太広

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2003-03-31

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲2725

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1002725>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



【 8 】

氏 名 ・(本 籍) 馬 太 広 (中 国)

博士の専攻分野の名称 博士 (法学)

学 位 記 番 号 博い第62号

学位授与の 要 件 学位規則第4条第1項該当

学位授与の 日 付 平成15年3月31日

【 学位論文題目 】

取締役責任制度論

一日本法からの示唆

審 査 委 員

主 査 教 授 近 藤 光 男

 教 授 岸 田 雅 雄

 教 授 黒 沼 悦 郎

論文内容の要旨

本論文は、取締役の会社に対する責任およびその責任の追及制度についての日本法および中国法の比較法的研究である。本論文では、取締役の責任追及においては、責任ある取締役の制度が基礎になっており、責任ある取締役の制度は、法の要請する基準に従って行動していない取締役に対して厳格な法的責任が追及されることによって、確保することができるとの視点から、取締役制度のあり方、取締役の責任のあり方、取締役の責任追及のあり方という3つの論点について、常に相互の関係を重視しながら、取締役の責任制度を総合的に分析・検討しようとするものである。

第1編では、取締役の責任制度について論じ、とくに取締役に関する法規定について、日本法の実務と中国法とを比較しながら、中国会社法における取締役の義務と責任を概観し、検討する。

その第1章では、中国会社法における取締役の義務を概観する。中国では取締役の義務および責任概念が未発達であるが、その原因について、計画経済体制及び社会構造・幹部管理体制など多様な要素との関係から分析した上で、取締役の義務と責任概念の形成や発展は私的所有権および株主の権利などの権利の保護にとっての意義があるとする。

つづいて第2章では、日本の会社法における取締役の義務と中国法における取締役の義務とを比較する。

第3章では、中国会社法と日本会社法における取締役の民事責任を概観する。その際に、取締役の会社に対する責任および第三者に対する責任に分けて、比較検討する。

第2編では、第1編で検討した取締役の義務と責任を基礎とした上で、取締役の責任追及制度についての議論を展開し、責任追及の法制度や責任追及の実態を解明し、取締役責任制度のあり方を探求する。

第1章では、取締役の責任追及制度の法的構成とその実態を検討する。とくに監督は正および責任追及の主体について日本法と中国法を比較検討する。そして、中国においても株主による責任追及について規定すべきであると論じる。

第2章では、取締役がいかなる行為により責任を追及されるかについて、取締役の責任行為の類型に分けて検討する。その際には、業務執行に関する違法行為の責任と監視義務違反の責任とに大別する。日本では大和銀行株主代表訴訟事件において、取締役は内部統制システムの構築義務があることが明らかにされたことを指摘し、このことは中国法に貴重

な示唆を与えるものと論じている。

第3章は、商法266条1項5号における法令違反の法令の範囲、すなわち取締役の責任追及の対象となる法令の範囲を検討する。

第4章は、取締役の責任追及の中国法の展開について、中国法整備の動向を分析する。中国会社法111条が株主訴訟を規定して株主の利益を保護しようとしていることを指摘し、ここに取締役の損害賠償請求も認めるよう拡大解釈すべきであると論じる。また、法律ではないが、2002年1月には中国证券监督管理委员会により「上場会社のコーポレートガバナンスの原則」が公表され、そこでは株主の直接損害賠償請求権が規定されたことが紹介されている。

第5章では、中国における取締役責任追及の実務について、最高人民法院の司法解釈の位置付け、最高人民法院の関連する司法解釈を紹介・分析し、特に中国において初めての株主代表訴訟事件を検討し、従来からの判例の変遷を分析しながら、株主代表訴訟事件に関する日本法と中国法の比較を加える。

第6章では、取締役と会社間の訴えに関して、株主は会社のため会社を代表する応訴権があるか否かという実務で直面する新しい問題を分析し、会社訴訟における会社の真正の代表者という本質を探る。

第7章では、責任追及に関連する制度として、取締役の違法行為の差止め、会社処分及び取締役の解任に関して、日本法と中国法を比較検討する。さらに責任追及に影響する要素として、日本については平成不況、中国については、責任追及の機能を阻害するものとして、「法定代表者」と「総経理の代表権」を指摘し、それぞれについて検討する。

最後に、馬氏は本論文の結論として以下のように論じている。中国法においては取締役の責任に関する法規制をさらに拡充すべきであり、株主による責任追及を可能とする株主代表訴訟制度を立法によって明確にすべきである。また、責任追及制度が活用されるようにすべきである。違法を抑止し、競争力ある会社法制度にするためには、取締役責任制度の整備が必要である。取締役の責任とその責任認定のあり方を明らかにするとともに、その責任に対してしかるべき責任内容と追及方法・手段の構築あるいは整備を行うことが、取締役責任制度をはじめ、会社法研究の重大な課題である。

論文審査の結果の要旨

本論文は、取締役の責任のあり方および株主代表訴訟に関して、日本法および中国法について、総合的かつ詳細に検討するものである。近時わが国では株主代表訴訟が提起されることが少なくなく、取締役の責任について学説・判例等で論じられることが多い。これに対して、中国においては、1993年の最初の会社法において、すでに取締役の賠償責任について規定を設けていたものの、株主が取締役の責任を追及するための代表訴訟を提起できるかどうかについては不明確であった。ところが、最近になって中国の裁判所は、株主代表訴訟による取締役の会社に対する損害賠償責任を追及することを認める学説を受け入れ、株主代表訴訟による取締役の責任を追及した事件を受理した。このように中国においては取締役の責任をめぐるは、現在変革期にあり、今後大きく進展していくことが予測されるところである。このような中国法の状況下において、取締役の責任に関わる論点を網羅的かつ詳細に分析・検討し、日本法との比較を通して中国法における取締役の責任のあり方を探求しようとする馬氏の研究は、とりわけ今後の中国法への示唆という意味できわめて意義のあるものであるといえる。

馬氏の研究においては、大変丁寧に緻密に問題点を整理するという手法が用いられているところに特徴がある。しかも、つねに制度、理念及び実務的な状況という三つの面からの考察を心がけていることは、高く評価できる。すなわちできるだけ多くの論点について、判例・学説上の立法論上及び解釈との問題点毎に比較法的に検討し、また、実務上問題点が多いところについては、きわめて多数の文献を調査し、日本の判例・学説を執拗なまでに、検討している。そして中国法に関しては、責任追及の機能、取締役の責任制度の仕組み、責任制度の問題点とその解決策及びその他の問題点を解明するために、会社法の下での取締役の義務と責任に関する立法の意図と、各制度の法的構造および機能を検討している。さらに、日本の会社法の理論と実務を参考にした上で、中国における取締役の責任追及の実態、司法解釈、判例の展開の検討を進めている。もちろん、その際に中国法あるいは日本法の現行制度に問題があれば、それを放置することなく、その問題点および改善の必要性を鋭く指摘し、いかなる問題解決および改善が望ましいかについて、数多くの提言を行っている。

このように、馬氏の論文は、取締役の責任に関する日本法と中国法の比較研究としては、画期的であり、中国法および日本法における今後の取締役の責任制度のあり方を鋭く考察

するものと評価することができる。今後取締役の責任について研究を行う者にとって、本論文は、貴重で不可欠な文献となることであろう。とくにこれから大きく発展することが予想されるこの分野における中国の法理論と法実務の要求に対して、中国の法の解釈や立法のための大変有意義な示唆を与えるものと評価することができよう。

もっとも、馬氏の本論文にも欠点がないわけではない。それは、日本法と中国法の研究という意味では丁寧に論点を網羅的に整理し詳細に議論してはいるが、日本の株主代表訴訟制度の発展に大きな影響を与えたアメリカ法に関する言及があまりなされていないことである。この分野においては、近時ますます日本法はアメリカ法の大きな影響を受けていることを考えると、アメリカ法についての検討も必要ではなかったかという思いが残る。しかしながら、本論文の主眼は日本法との比較によって中国法のあり方を分析しようとするものであり、このことが、先に述べた本論文の持つ本質的な価値を損なうものではない。以上の理由によって、審査委員は、本論文の著者である馬太広氏が博士（法学）の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成15年3月6日

審査委員 教授 近藤光男

教授 岸田雅雄

教授 黒沼悦郎